

長野県焼酎認定要領

（目的）

第1 この要領は、長野県原産地呼称管理要綱（以下「要綱」という。）第13条の規定により、長野県産焼酎の認定の基準等を定め、長野県原産地呼称管理委員会焼酎委員会（以下「焼酎委員会」という。）及び長野県原産地呼称管理委員会焼酎官能審査委員会（以下「焼酎官能審査委員会」という。）が、この基準に適合する焼酎を審査・認定することを目的とする。

（申請者）

第2 申請者は、長野県内に事業所を有する者で酒税法（昭和28年号外法律第6号）第7条第1項の規定による製造免許を有し、焼酎製造において長野県内で仕込みから瓶詰め工程までを行う者とする。

（認定の基準）

第3 認定の基準は、別表1「長野県原産地呼称管理制度焼酎認定基準」のとおりとする。

（申請）

第4 要綱第21条の規定による申請は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 書類審査実施前に、長野県焼酎認定申請書（様式1）及び長野県焼酎認定製造実績表（様式2）を、焼酎委員会委員長及び焼酎官能審査委員会委員長が別に定める日までに焼酎委員会及び焼酎官能審査委員会に提出しなければならない。ただし、既に認定を受けた焼酎同士（同一の原料に限る。）をブレンドして新たに申請を行う場合は、長野県焼酎認定申請書（認定焼酎同士のブレンド用）（様式1-1）の提出をもって、これに代えることができる。

(2) 官能審査実施前に、長野県焼酎認定出品票（様式3）を貼付した審査対象焼酎を、焼酎官能審査委員会委員長が別に定める日までに焼酎官能審査委員会に提出しなければならない。

（審査基準及び方法）

第5 要綱第22条の規定による審査は、次の各号に定めるところによる。

(1) 焼酎委員会が行う書類審査では、提出された長野県焼酎認定申請書及び長野県焼酎認定製造実績表の内容と認定基準の適合審査を行う。

(2) 焼酎官能審査委員会が行う官能審査では、提出された審査対象焼酎について別に定めるところにより、香り、味、バランス等の審査を行う。

(3) 焼酎委員会及び焼酎官能審査委員会による現地確認は、必要に応じて申請者が保管する酒類等製造関係帳簿等により内容を確認する。

(4) 審査結果は、焼酎官能審査委員会が申請者に通知する。

（認定）

第6 要綱第24条第1項の規定による認定は、焼酎委員会の書類審査及び焼酎官能審査委員会の官能審査に合格した焼酎（以下「認定焼酎」という。）に対し、焼酎官能審査委員会が認定し、認定書（様式4）を発行する。

(表示)

第7 要綱第26条第2項及び第27条の規定による認定焼酎の表示は、別に定めるところにより行う。

(認定台帳)

第8 焼酎官能審査委員会は、長野県焼酎認定台帳(様式5)を作成し、保管する。

(銘柄の届出)

第9 認定された焼酎について、認定後に商品名を付ける場合又は商品名等を変更しようとする場合は、認定焼酎商品名等届(様式6)を焼酎委員会及び焼酎官能審査委員会に提出する。

(認定焼酎の有効期限)

第10 認定された焼酎の瓶詰めは、別に定められた期限までに行う。

附則

この要領は、平成17年1月28日から施行する。

附則

この要領は、平成18年9月13日から施行する。

附則

この要領は、平成19年12月18日から施行する。

附則

この要領は、平成20年7月30日から施行する。

附則

この要領は、平成24年7月27日から施行する。

(別表1)

長野県原産地呼称管理制度焼酎認定基準


平成14酒造年度以降に醸造、蒸留された焼酎であって、下表の基準を満たすものとする。
また、同基準において、一定の基準を満たすものについては地域認定を受けることができる。

項目	基準	
焼酎の分類	酒税法第2条に規定する酒類のうち同法第3条第10号に定める単式蒸留しうちゆうであること。	
原料の種類	使用できる原料は、下表に定めるもの及び水とする。また、精米工程で発生した粉末状の米のうち果皮、種皮、胚芽の部分については使用できないものとする。 また、清酒粕は、純米酒の粕を使用するものとする。	
	穀類	米、麦類、そば、きび
	いも類	甘藷、馬鈴薯、山芋(長芋含む)
	その他	かぼちゃ、ヤーコン、菊芋、かぶ

原材料産地	<p>焼酎の原料は、全て長野県産を使用すること。また、清酒、清酒粕、米糠、碎米、その他原材料は長野県内で製造または副産物として生成されたものを使用すること。</p> <p>地域認定焼酎は、最大比率の原料が全体（こうじを含む）の50パーセントを超えており、かつその原料が地域認定を受けようとする産地内で100パーセント生産されていること。また、清酒、清酒粕、米糠、碎米、その他原料は長野県内で製造または副産物として生成されたものを使用すること。</p>
産地の証明	<p>原料は、申請者及びその従業員以外のものが発行する書面により、長野県産であることが確認できるものであること。</p> <p>地域認定を申請する場合の原料は、申請時に添付する申請者及びその従業員以外の申請する地域内の原料生産者が発行する書面により産地を確認できるものであること。</p> <p>また、自社以外で、生成された清酒、米粉、米糠を使用する場合は、生成先からの送り状と原料米の産地が確認できるものであること。</p>
醸造地	仕込みから、発酵、蒸留、貯蔵、瓶詰までの一切が長野県内に所在する申請者が所有する施設内で行われていること。
採水地	焼酎の原料として使用する水は、長野県内で採水（取水）すること。
官能検査	香り、味、バランス、総合の4項目について、別に定める官能審査に合格すること。審査に出品する焼酎の提出方法は別に定める。

認定焼酎の表示について

1 要綱第26条第2項に基づく認定された旨の表示は以下のとおりとする。

記載箇所	表示項目	ラベルへの記載
最も見やすい場所（原則として表面）	<p>認定された旨を証明する「長野県原産地呼称管理委員会認定マーク」</p> <p>* 日本工業規格に定める8ポイント以上の文字（マーク全体が2cm以上）</p>	 <p>マークの色は赤色・黒色又は金色（色の指定は別に定める）</p> <p>* 裏面にマークを表示する場合には表面に「長野県原産地呼称管理委員会認定」の文言を表示する。</p> <p>* 認定マークは、委員会が指定する原稿を用いて作成する。</p>
		<p>「長野モデル認定品」又は 「Nagano Appellation Control」 と併記することができる</p>

2 要綱第27条に基づく表示は以下のとおりとする。

- (1) 表示は、容器の見やすい所に、表形式により一括で記載することとする。
- (2) 表示項目、項目ごとの表示基準、表示の順番は下表のとおりとする。
- (3) 表示項目以外の項目は、表の中には記載しないこととする。
- (4) 表の上部には、「長野県原産地呼称管理制度による表示」と記載する。この場合改行を認める。

- (5) 表は、既存のラベルの中に刷り込んで良いものとする。
- (6) 表示に使用する文字は、8ポイント以上の統一した大きさの文字とする。ただし、容量200ml以下の容器にあっては、6ポイント以上の大きさとして良いものとする。
- (7) 書体は、明朝体またはゴシック体とし、どちらか一方に統一する。

表示の順番	表示項目	表示基準
1	種類	<ul style="list-style-type: none"> ・焼酎である旨を表示する。 ・使用比率が最大の原材料を焼酎の前に表示するものとする。ただし清酒粕が最大の場合は「粕取焼酎」と表示するものとする。 冠表示等の例：「そば焼酎」、「粕取焼酎」 ・貯蔵期間が3年以上の焼酎あるいは、3年以上の焼酎同士をブレンドした焼酎については、貯蔵年数を記載した場合に限り、長期貯蔵又はこれに準ずる表示ができる。また、ブレンドした場合の貯蔵年数は、最も貯蔵期間が短いものを表示するものとする。 ・貯蔵期間が3年未満の場合は、欄外であっても製品にこれらの表示をできないこととする。 表示例：「米焼酎（長期貯蔵5年）」、「そば焼酎（3年貯蔵）」
2	原材料割合・産地	<ul style="list-style-type: none"> ・「(原材料の名称 使用割合(百分率))：長野県産」と表示する。 ・米のうち粉末状のもの（精米工程で発生したものを含む）を用いる場合は、「米粉」と表示することとする。 表示例1：「米粉50%、清酒粕30%、麦20%：長野県産」 ・地域が特定できる場合は、当該原料が全てその地域産である場合に限り細かい地域名を記載して良いこととする。地域名については、別に定めるところにより行うものとする。 表示例2：「そば60%：長野県産、米40%：長野県戸隠産」 ・米等の品種の表示は任意とする。 表示例3：「米粉100%：長野県産美山錦」
3	こうじの種類	<ul style="list-style-type: none"> ・麹菌の種類に応じて表示する。 表示例：「黄こうじ」、「黒こうじ」
4	醸造地/採水地	県名及び市町村名を表示する。字等の地区名を表示してもよい。
5	蒸留年月	焼酎を蒸留した年月を表示する。
6	蒸留方法/蒸留地	蒸留方法と蒸留地を記載すること。

- (8) 表示例を以下に示す。表示項目及び表示項目の記載順は例示のとおりとし、アルコール濃度等の他の表示項目とは独立させ、罫線を必ず用いる。

表示例

長野県原産地呼称管理制度による表示

種 類	カボチャ焼酎
原材料割合・産地	カボチャ 70% : 米粉 30% : 長野県産
こうじの種類	黄こうじ
醸造地/採水地	長野県長野市
蒸 留 年 月	平成 16 年 4 月
蒸留方法/蒸留地	常圧蒸留方式 / 長野市

長野県原産地呼称管理制度による表示

種 類	麦焼酎（3年貯蔵）
原材料割合・産地	麦 70% : 長野県産 米粉 30% : 長野県上伊那産
こうじの種類	白こうじ
醸造地/採水地	長野県佐久市
蒸 留 年 月	平成 14 年 8 月
蒸留方法/蒸留地	減圧蒸留方式 / 佐久市

(9) 地域認定の表示については以下のとおりとする。

(ア) 表示は、容器の見やすい所に、表形式により一括で記載することとする。

(イ) 表示項目、項目ごとの表示基準、表示の順番は下表のとおりとする。

(ウ) 表示項目以外の項目は、表の中には記載しないこととする。

(エ) 表の上部には、「長野県原産地呼称管理制度による表示」と記載する。この場合改行を認める。

(オ) 表は、既存のラベルの中に刷り込んで良いものとする。

(カ) 表示に使用する文字は、8ポイント以上の統一した大きさの文字とする。ただし、容量200ml以下の容器にあっては、6ポイント以上の大きさとして良いものとする。

(キ) 書体は、明朝体またはゴシック体とし、どちらか一方に統一する。

表示の順番	表示項目	表 示 基 準
1	種 類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 焼酎である旨を表示する。 ・ 使用比率が最大の原材料を焼酎の前に表示するものとする。ただし清酒粕が最大の場合は「粕取焼酎」と表示するものとする。 冠表示等の例：「そば焼酎」、「粕取焼酎」 ・ 貯蔵期間が3年以上の焼酎あるいは、3年以上の焼酎同士をブレンドした焼酎については、貯蔵年数を記載した場合に限り、長期貯蔵又はこれに準ずる表示ができる。また、ブレンドした場合の貯蔵年数は、最も貯蔵期間が短いものを表示するものとする。 ・ 貯蔵期間が3年未満の場合は、欄外であっても製品にこれらの表示をできないこととする。 表示例：「米焼酎（長期貯蔵5年）」、「そば焼酎（3年貯蔵）」
2	原材料割合・産地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「(原料の名称 使用割合(百分率) : 長野県(地域名))」を表示する。 ・ 使用比率が最大の原料については地域名まで表示する。 ・ 清酒、清酒粕、米糠、碎米、その他原料は地域が特定できる場合は、当該原料が全てその地域産である場合に限り細かい地域名を記載して良いこととする。 ・ 米のうち粉末状のもの(精米工程で発生したものを含む)を用いる場合は、「米粉」と表示することとする。 表示例1：「そば80% : 長野県戸隠産、米粉20% : 長野県産」 ・ 米等の品種の表示は任意とする。 表示例2：「米100% : 長野県松本市産(長野県産美山錦)」

3	こうじの種類	・麹菌の種類に応じて表示する。 表示例：「黄こうじ」、「黒こうじ」
4	醸造地/採水地	県名及び市町村名を表示する。字等の地区名を表示してもよい。
5	蒸留年月	焼酎を蒸留した年月を表示する。
6	蒸留方法/蒸留地	蒸留方法と蒸留地を記載すること。
7	地域認定区域	認定を受けた地域名を表示する。地域名は原則として市町村名とするが、市町村名以外でも市町村単位で産地がイメージできる地名であれば、俗称名の使用を認める。なお、使用する地域名は、焼酎委員会で審議する。 表示例：「地域認定焼酎 長野市」
8	地域認定酒	地域認定焼酎の説明を表示する。表示内容は、次のとおりとする。 長野県原産地呼称管理委員会が認めた地域認定焼酎 認定された地域内で生産された主たる原料が全体の50パーセントを超えており、官能審査において味わいが優れていると認定された商品です。

(ク) 表示例を以下に示す。表示項目及び表示項目の記載順は例示のとおりとし、アルコール濃度等の他の表示項目とは独立させ、罫線を必ず用いる。

表示例

長野県原産地呼称管理制度による表示

種 類	そば焼酎
原材料割合・産地	そば 80%・長野市戸隠産、米粉 20%：長野県産
こうじの種類	白こうじ
醸造地/採水地	長野県〇〇市
蒸 留 年 月	平成19年11月
蒸留方法/蒸留地	減圧蒸留方式/〇〇市
地域認定区域	地域認定焼酎 長野市
地域認定酒	長野県原産地呼称管理委員会が認めた地域認定焼酎酒 認定された地域内で生産された主たる原料が全体の50パーセントを超えており、官能審査において味わいが優れていると認定された商品です。

(ク) 地域認定焼酎を証する商品への表示内容は、「地域認定焼酎 市町村名（又は焼酎委員会が認める地域名）」とし、表示方法は定めない。